

北上市告示甲第3号

令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月3日

北上市長 八重樫 浩 文

令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、貨物運送事業者の燃料価格高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全かつ安定した運行を支援するため、貨物運送事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人をいう。

(補助対象車両)

第3 補助金の額の算定の基礎となる車両（以下「補助対象車両」という。）は、第4に規定する補助対象者が令和8年4月1日（以下「基準日」という。）において貨物自動車運送事業の用に供するため保有する車両であって、市内の主たる事務所又は営業所（以下「営業所等」という。）に所属し、東北運輸局岩手運輸支局に登録されているものとする。ただし、貨物軽自動車を含み、被けん引車を除く。

(補助対象者)

第4 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に営業所等を置き、貨物自動車運送事業を営む者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 基準日時点において貨物自動車運送事業に必要な許認可等を有し、第6の規定による補助金の交付の申請の際、現に市内で貨物自動車運送事業を継続して営む者

- (2) 中小企業者であるもの又は県内に本社若しくは本店を置く法人
- (3) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者
- (4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人でない者
- (5) 宗教上の組織又は団体でない者

（補助金の額）

第5 補助金の額は、基準日において補助対象者が保有する補助対象車両の台数に1万6千円を乗じた額とする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年4月17日から令和8年5月29日までに、令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 補助対象車両の本拠位置を示す資料
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定等）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、令和8年度北上市貨物運送事業者運行支援補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

（補則）

第9 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。